

自白法則と違法収集証拠排除法則

——自白に違法収集証拠排除法則は適用されるか——

澤田康広

第一 問題の所在

1 自白の重要性

被疑者の取調べは、実体的真実を発見するために極めて重要な捜査手法の一つであり、それによって得られた自白の証拠価値は非常に高い。近時、インターネットが普及し、パソコンや携帯電話機を使用して電話やメール等の通信をするのが当たり前となり、また、防犯カメラが各種店舗のみならず街中に広く普及するようになり、その画像解析やDNA型鑑定等の科学捜査が発達したことも手伝って、各種客観証拠を収集することが比較的容易になった。とこ

るが、客観的証拠を重視することは当然のことではあるものの、客観的証拠によって認定できる事実には限界があることもまた事実である。そのため、客観的証拠という点と点を結びつける線としての被疑者供述が必要であって、その被疑者供述を得るための被疑者の取調べが重要であることには変わりがない^①。捜査官が被疑者の取調べによって得た供述内容を録取したものが供述調書（供述録取書）であり、被疑者が被疑事実を認める供述を「自白」といい、自白を録取したものが自白調書である。

自白の定義（意義）について、学説は諸説あり、判例も必ずしも定まっていとはいえないが、自白の意義を有罪の自認と限定的に解したとしても、自白以外の不利益な事実の承認のみで、補強証拠なしに有罪を認定し得るわけではないし（憲法二八条三項、刑訴法三一九条二項）、その承認が強制、拷問等にわたった結果ならばそれが任意性なしとして証拠能力を失う点では差はないから、自白の定義（意義）の論議は刑事訴訟法上ほとんど無意味に近い^②。自白は、古くから長い間、「証拠の王（女王）」と称され、刑事手続の中でも特別に価値を置かれ、尊重されてきた。それは、真実を知る犯人が自ら真相を語るが故にその証拠価値を高く認められてきたからにほかならない。これは、裁判員裁判において自白調書が証拠として採用される事案が少なくなっている現在でも変わりないと考えられる。実際の捜査、公判においては、大半の事件は自白事件であり、^③裁判員裁判ではない通常事件の自白事件の大半では、公判で自白調書が採用され、取り調べられているのが実情である。それは、自白が、推論過程を経なければ事実認定に使えない情況証拠（間接証拠）とは違い、直接犯罪事実を認定できる直接証拠であるからであり、その意味では、実際の刑事裁判における自白の地位は依然として高いといわざるをえない^④。しかも、それは、現実の事件の中に、自白を事実認定の資料とすることができるかどうか（自白の有無）によって最終的な結論が大きく左右されるものが極めて多いとい

う現状にも現れているといえる。⁽⁵⁾

なお、念のため付言しておくが、自白調書が重要であると言っているのではなく、自白そのものの価値が重要なのである。近時、警察でも検察庁でも取調べの録音・録画が進んでおり、裁判員裁判対象事件の大半の取調べは録音・録画されている現状にあり、⁽⁶⁾平成二八年法律第五四号刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成二八年五月成立、平成三一年六月二日までに施行予定）では、裁判員裁判対象事件の被疑者取調べの全過程録音・録画が義務化され、任意性が争われた場合における録音・録画記録媒体の証拠調べ請求が義務付けられた（刑訴法三〇一条の二）。しかしながら、裁判実務では録音・録画の記録媒体（DVD又はBR-D）を証拠採用することに未だ消極的な傾向にあり、ましていわゆる録音・録画の記録媒体を実質証拠として採用することには極めて消極的であり、⁽⁷⁾証拠として採用された事案の大半は自白調書の任意性、信用性立証のための補助証拠としてであることから、ここでも自白調書についてその証拠能力を問題としている。

2 自白の証拠能力に対する規制

しかし、特別に価値を置かれ、尊重されてきたとはいえ、捜査段階で被疑者から録取した自白調書は、公判段階では無制限に証拠として採用されるわけではない。証拠能力が否定され、その結果、自白調書を公判廷に証拠として顯出することができなくなる場合がある（その場合は、刑訴法三二八条の弾劾証拠として使用することもできない⁽⁸⁾）。なお、近時の裁判実務、特に裁判員裁判では、自白調書の証拠能力は否定しないが、自白調書の採用・取調べに先立って被告人質問を実施し、その上で、必要性なしという理由で証拠採用しない例が多い。裁判員裁判ではない通常事件においても、同様に、自白調書の採用を留保して被告人質問を先行させ、必要な供述が得られた場合には自白調書を採用しない（検察官が請求を撤回しなければ却下）

という訴訟指揮をとる裁判体もある。⁽⁹⁾

自白の証拠能力を否定する根拠として、憲法は、「強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。」（憲法三八条二項）と定め、これを受けて、刑事訴訟法は、「強制、拷問又は脅迫による自白、不当に長く抑留又は拘禁された後の自白その他任意にされたものでない疑いのある自白は、これを証拠とすることができない。」（刑事訴訟法三一九条一項）と定め、自白の証拠能力に厳しい規制を設けている（「自白法則（自白排除法則）」⁽¹⁰⁾）。刑事訴訟法と憲法の両規定の関係について、その適用範囲が同じなのかは議論があり、判例もかつては、刑事訴訟法が、憲法の文言にはない「任意にされたものでない疑いのある自白」と規定しているため、刑事訴訟法が憲法の適用範囲を拡張したものである旨明言していたが、⁽¹¹⁾その後、偽計による自白の証拠能力が問題とされた事案において、任意性に疑いがある自白を証拠に採用することは、「刑事訴訟法三一九条一項の規定に違反し、ひいては憲法三八条二項にも違反するものといわなければならない」としているから、両者の適用範囲は同一であることを明らかにしたものと考えられる。⁽¹²⁾

3 自白法則と違法収集証拠排除法則

自白法則（証拠能力を否定する）の根拠（趣旨）としては、従来から、虚偽排除説、人権擁護説、違法排除説の三説が主張され、対立してきたが、現在の裁判実務は、虚偽排除説と人権擁護説の二つ（折衷説、併用説）を根拠としてい⁽¹³⁾ると言われ、通説は違法排除説であると言われている。ところが、最高裁判所が、昭和五三年に証拠物に関する違法収集証拠排除法則を明言した（最判昭和五三年九月七日刑集三三卷六号一六七二頁）以降、自白の証拠能力の有無を判断する際、自白法則だけではなく違法収集証拠排除法則も適用し、その証拠能力を判断すべきであるとして自白排除

の根拠を二元的に理解しようとする学説（二元説、二元論、二段構えの考え方）が実務家の支持を集めるようになり、学説上も有力となっている。¹⁴ 同説は、自白に違法収集証拠排除法則の適用を否定するいわれはないなどとする。最高裁判例には未だ自白に違法収集証拠排除法則を適用した事例はないが、東京高判平成一四年九月四日（いわゆるロザール事件控訴審判決）¹⁵は、自白にも違法収集証拠排除法則を採用できない理由はないとして二元説の立場を明らかにした。本稿は、果たして、本当に、自白にも違法収集証拠排除法則を適用して証拠能力を否定すべきなのかという問題について、自白法則の実質的根拠を整理しつつ検討することを目標とし、併せてロザール事件判決の検討もしたい。そこで、まず、自白排除の根拠から明らかにしよう。

第二 自白法則（自白排除）の根拠

1 学説の流れ

自白法則の根拠（趣旨）としては、伝統的に虚偽排除説、人権擁護説が主張され、両説は、いずれも取り調べられる側（供述者）の心理・認識（主観面）にいかなる影響を及ぼしたかを問題とし、任意性に疑いのある自白を排除するという考え方である点で「任意性説」とも総称される。¹⁶

これに対し、自白が排除されるのは、供述者の主観的な心理状態とは独立に、自白採取過程（自白獲得手続）の違法性を根拠とする違法排除説が提唱された。¹⁷ 以下、それぞれの内容を検討してみよう。

(1) 虚偽排除説

刑法三一九条一項に規定される強制、拷問、脅迫、不当に長期の身柄拘束などに基づいてなされた自白には、類

型的、外形的に見て虚偽(嘘)が含まれている危険が高く、類型的に信用性に乏しく、真実の発見を阻害する危険が大きい。ため、誤判(誤った事実認定)を防止、予防するためにもかかる自白を排除すべきとする見解であり、刑事立法の当初(昭和二年頃)、有力に主張されていた。⁽¹⁸⁾

この説では、被疑者が心理的な影響を受け、虚偽(嘘)を言う(虚偽自白を誘発する)おそれのある状況であったか、どうか証拠能力の有無の基準になるが、現実に虚偽自白を誘発しやすい状況があったかの判断は容易ではないし、結局、自白の真実性の検討とその肯定によって証拠能力を認める判断に傾きやすく証明力の判断との区別が困難になるとの批判があった。⁽¹⁹⁾

しかし、虚偽排除説は、あくまで自白採取の方法に虚偽自白を誘発する「おそれ」があるかどうかを問題にしているのであり、当該自白の内容が虚偽であることを理由に排除するわけではない。つまり、自白の証明力の程度によって証拠能力を判断しようとするのではないので、上記批判は必ずしも正鵠を射たものとはいえない。もともと、任意性の判断が微妙、困難な事案で、自白内容が客観証拠に合致しているような場合には、事実上、任意性を肯定する方向に傾きやすい可能性もあると指摘され、⁽²¹⁾「類型的に虚偽自白を誘発しやすい状況かどうかも評価を含むものであるから、それに該当するか否かの判断にあたって自白の証明力の判断が先行してしまい、それが真実であると、任意性に疑いはないと評価されることになりかねない」とも指摘されている。⁽²²⁾ また、「強制、拷問、脅迫が加えられて得られた自白であると認められる以上、その自白が真実であると判明しても証拠とすることはできない。それは重大な人権侵害が認められるからであり、その範囲では、虚偽排除説は人権擁護説によって修正される。」との指摘もある。⁽²³⁾

(2) 人権擁護説

憲法三八条二項（及びそれを受けた刑訴法三一九条一項）は、黙秘権を保障する憲法三八条一項（「何人も自己に不利益な供述を強要されない」）の担保規定と考え、黙秘権という被疑者の人権を擁護するため、黙秘権（供述の自由）が侵害された場合、つまり自由な意思に基づかない供述をした場合、その証拠能力を否定するという見解である。

この見解では、任意性のない自白とは黙秘権を侵害するような手段で得られた自白をいい、強制等による自白は、黙秘権を侵害して得られたものであるから、その自白は、真実か虚偽かを問わず、被疑者の人権保障の見地から排除されるべきであるとする⁽²⁴⁾。なお、人権擁護説の見解は多岐に分かれ、刑訴法三一九条一項は、黙秘権に限らず、人身の自由、さらには、憲法上の人権一般を対象に、それを侵害して得られた自白の証拠能力を否定することで、その保証を担保する規定だとするものもある⁽²⁵⁾。

人権擁護説に対しては、黙秘権と自白法則を混同（同一視）すべきではないという批判⁽²⁶⁾や、供述するか否かの意思の自由が侵害されているかという被告人の心理（内心面）に関する事実認定の困難さのゆえに、現実には機能しえない⁽²⁷⁾、強制等の違法行為が行われても、意思決定の自由に影響を及ぼさなければ排除されないとするのは明文規定に反するなどの批判がある⁽²⁸⁾。また、いわゆる約束自白（被疑者が有利に扱ってもらおう約束のもと自白し、実際に有利に扱ってもらった場合）には、非自発的な自白でも証拠能力を否定しにくいのではとの批判がある⁽²⁹⁾。

(3) 併用説（折衷説）

自白法則の根拠を、虚偽排除説及び人権擁護説の両面から考察する必要がある、両説を併用すべきとするのが併用説（折衷説）である。同説では、虚偽自白を誘発するおそれがある状況で得られた自白や供述の自由を中心とする被

疑者・被告人の人権を侵害するような手段で得られた自白は、任意性を欠くとして証拠能力が否定される。

判例は、伝統的に虚偽排除説に立つが、現在の実務の多くは、虚偽排除説と人権擁護説の併用説に依っているとされている。⁽³⁰⁾

(4) 違法排除説

このような実務の運用に対し、自白が排除されるのは、自白を獲得する手続き（自白採取過程）における適正手続き（デュー・プロセス）ないし合法手続を担保する一つの手段であるとし、捜査官による自白採取過程に違法がある場合には、自白が真実であるか否かとは無関係に自白を排除しようとする違法排除説がある。

その法的根拠は、憲法三二条二項及び刑訴法三一九条一項を適正手続を担保するための証拠排除に関する注意規定と位置づけ、憲法三二条を総括的規定とし、憲法三三条、三四条、三六条、三七条などからも根拠づけられるとする。⁽³¹⁾ これは、虚偽排除説及び人権擁護説が、いずれも取調べを受ける側（供述する側）の視点に立ち、その心理状態に着目して自白を排除しようとしたものであるのに対し、違法排除説は、取調べを行う側の視点に立ち、取調官の態度・方法に着目して、取調べの手段（取調べ行為の違法の有無・程度）を問題とする点で、発想を大きく転換したものである。⁽³²⁾

そのため、刑訴法三一九条一項に規定する「強制、拷問、脅迫等」による自白は、強制等の違法な取調べによって獲得された自白であるために、その証拠能力が否定され、任意性に疑いがある自白も、任意性に疑いがあるような自白をもたらしような取調べ方法は違法だから、証拠能力が否定されることになる。それゆえ、この説では、憲法三二条二項及び刑訴法三一九条一項が規定する「強制、拷問又は脅迫による自白、不当に長く拘禁された後の自白」は、

自白採取過程における違法の例示に過ぎないことになる。このように、違法排除説の核心は、自白法則を違法収集排除法則⁽³³⁾の自白版と捉えるところにあるので、自白の証拠能力を否定するためには、自白採取過程の違法の有無・程度を問題にすればよく、任意性の有無は無関係となる。そのため、違法な手続と自白との間の因果関係は必要ではなく、「プロセスとして先後の関係があればよい」としている。⁽³⁴⁾

この説は、取調べを受ける側の主観的な心理状態を問題にする虚偽排除説及び人権擁護説は、その事実認定の困難さ故に機能していないと批判した上で、手続過程の違法や、取調官の態度・方法に着目して判断することにより、証拠能力の判断基準が客観化し、明確になるため、機能しやすくなる利点があると主張する。⁽³⁵⁾このように、併用説（折衷説）から発想を転換して自白法則の適用範囲を拡張し、証拠能力の判断基準を客観化、明確化しようとして提唱された違法排除説は、学説の中でも広く承認されていき、⁽³⁶⁾最高裁が証拠物につき違法収集証拠排除法則を明言し、最高裁の裁判例の意見中に違法排除説をとると考えられるものが現れ、⁽³⁷⁾下級審の裁判例にも、違法排除説に立つと認められるものが増え、⁽³⁸⁾通説と位置づけられるようになった。

2 併用説（折衷説）を妥当とする論拠

憲法三八条二項及び刑訴法三一九条一項の各規定によれば、任意性の判断は、供述する者の側からみるべきであるとするのが自然である。他方、違法排除説は、その文言を無視するもので、実定法上の解釈論としては妥当ではないという批判や、⁽³⁹⁾証拠能力の判断基準が客観化できるとする点については、刑訴法上、取調べに関する準則は供述拒否権の告知（一九八条二項）が存在するのみであるため、証拠能力の判断基準を「フェア・トライアルの観念ないし文明国家の基準である礼讓の観念」に求め、裁判所が価値衡量によってこれに反するかを判断するとするのは、⁽⁴⁰⁾非常

に抽象的な内容で、裁判所の裁量の範囲が広くなりすぎ、適用の仕方によっては、広範な自白排除が不可能になり、捜査官に対する指針としては役に立たないとも批判される⁽⁴¹⁾。さらに、違法排除説が、判例の採用する違法収集証拠排除法則の基準を前提とするのであれば、違法収集証拠排除の基準が、違法が令状主義の精神を没却するような重大なものであり、これを証拠とすることが将来における違法な捜査の抑制の見地から相当でないこととされていることから、裁判所は、手続の違法性や適正手続違反の有無とともに将来の違法捜査の抑止の観点から自白を排除すべきか否かという政策判断もする必要がある、また、その判断は単なる違法性の有無の確認ほどは容易ではない上、「重大な違法」の存在を要求することから、虚偽排除説及び人権擁護説よりもその自白排除の範囲が狭くなるおそれがあるとの批判もある⁽⁴²⁾。

それゆえ、違法排除説を採用することはできない。

なお、その後、刑訴法三一九条は、違法排除説のみを根拠とするのではなく、前記併用説（折衷説）の趣旨も総合的に含んでいるという総合説⁽⁴³⁾も多く主張されるようになっていたが、これには、虚偽排除説と人権擁護説との間には親和性があるが、違法排除説とは基盤を共有していないので、三趣の根拠で理解することは、論理的な整合性に欠けるとの批判がある⁽⁴⁴⁾。

他方、自白法則の根拠として伝統的に主張されてきた虚偽排除説及び人権擁護説には、いずれも難点はあるが、憲法及び刑訴法が規定する強制等によって得られた自白は、典型的に虚偽である蓋然性が高く、それゆえに信用性に乏しいことから、かかる自白に証拠能力を認めれば事実認定を誤るおそれのあることは明らかであり、その意味で自白法則が虚偽排除的観点を有することは疑いがない。

また、憲法三八条二項が、一項の「何人も、自己に不利益な供述を強要されない。」との規定を受け、刑訴法三一九条一項が排除される自白の例として「強制、拷問又は脅迫による自白」等と規定していることからすれば、自白法則を適用する前提として、違法又は不当な自白獲得手段の存在が当然に予定されているものと解される。しかも、そもそも、歴史的に見て、自白獲得のために拷問等の人権侵害が行われたという苦い体験に基づき、かかる条項が設けられた立法の経緯に照らしても、自白法則は、自白の獲得を目的とした違法又は不当な捜査活動を防止して適正な手続の履践を確保するとともに人権を擁護しようとする観点を有することも明らかである。⁽⁴⁵⁾

したがって、自白法則の根拠としては、虚偽排除説及び人権擁護説の両面から考察する必要がある、両説を併用する併用説（折衷説）を妥当と考える。

第三 自白に違法収集証拠排除法則を適用すべきか

1 違法収集証拠排除法則と自白法則との関係

自白法則を違法収集排除法則の自白版と捉える違法排除説は、自白の任意性の有無や因果関係の有無を問題とせず、自白採取過程に違法がある場合に自白を排除しようとする意味で、違法収集証拠排除法則一元説といえる。

他方、虚偽排除説や人権擁護説（併用説を含む）では、自白法則自体から自白採取過程に違法がある場合の自白排除を要請するものではないが、虚偽排除説や人権擁護説（併用説を含む）からも、自白の証拠能力について、自白法則（任意性）と違法収集証拠排除法則とを使い分け、双方の観点から考察するのが相当とする違法収集証拠排除法則二元説（二元説）⁽⁴⁶⁾があり、現在は、その考え方が大勢のようである。

したがって、二元説では、併用説が任意性がないとして排除しようとする自白は、類型的に虚偽自白を誘発するおそれがある状況下での自白や、黙秘権を侵害するような手段で得られた自白であるとしながら、違法収集証拠排除法則を自白にも適用して、自白採取過程に違法がある場合にも自白の証拠能力を否定しようとするのである。

ところで、違法収集排除法則は、適正手続の保障、司法の無瑕性・廉潔性の保持、将来の違法捜査の抑止の三つを根拠とし、捜査手続（証拠の収集手続）が違法であった場合、それによって収集した証拠の証拠能力を否定し、事実認定の資料から排除しようとする法則であり、判例は、証拠物の押収等の手続に、憲法三五条及びこれを受けた刑事訴訟法二一八条一項等の所期する令状主義の精神を没却するような重大な違法があり（違法の重大性）、これを証拠として許容することが、将来における違法な捜査の抑制の見地からして相当でないと認められる場合（排除相当性）においては、その証拠能力は否定されるべきものと解すべきとしている（最判昭和五三年九月七日刑集三三卷六号一六七二頁）。

違法排除説や二元説は、かかる違法収集証拠排除法則の趣旨が証拠物のような非供述証拠のみならず、供述証拠、つまり自白にもそのまま当てはまることは否定できないとして、⁴⁷また、取調べの違法はない（自白法則の適用はない）⁴⁸がなお自白の証拠能力が問題となる場合も否定できないからなどとして、⁴⁸自白にも違法収集証拠排除法則を適用することができるとする。

2 違法収集証拠排除法則の適用範囲

しかしながら、自白法則の適用はないが、自白の証拠能力が問題となる場合があるから、そのような場合に違法収集証拠排除法則を適用するのは、結論を先取りした議論であり相当とはいえない。しかも、自白法則（併用説）で処理できないが自白の証拠能力が問題となる場合というものが実際にあるのかも疑問である。⁴⁹また、適正手続の保

障、司法の無瑕性・廉潔性の保持、将来の違法捜査の抑止という違法収集証拠排除法則の趣旨が自白にも当てはまること自体は否定しないが、憲法及び刑事訴訟法が、特別に規定を設けて自白の証拠能力に厳しい規制（自白法則）を設けていることからすると、自白の証拠能力は、その範囲で否定するのが法の趣旨であると解するのが自然であり、それを超えて、違法収集証拠排除法則の趣旨が当てはまるということを理由に、同法則を自白にも適用し、証拠能力を否定することができるというのは、根拠としては不十分と言わざるを得ない。

そもそも、憲法及び刑事訴訟法が、任意性に疑いのある自白の典型的事例として「強制、拷問又は脅迫による自白」を例示的に列挙していることからすると、自白法則を適用する前提には違法又は不当な自白獲得手段が当然に予定されていると解される。しかも、その中でも、違法性が最も大きいと思われる拷問の場合にも自白との間に因果関係を要求し、⁵⁰「不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白」の場合も、その抑留又は拘禁と自白との間に因果関係の存することが必要であると解されている。⁵¹ 自白が、証拠採取手段と直結する証拠物とは異なり、その獲得手続との間には自白をするか否か、自白するとしていかなる内容の自白をするかという供述者の意思決定が介在するという構造的特性を有していることに鑑みると、自白の証拠能力を否定するためには、違法又は不当な自白獲得手段により前記のような供述者の意思決定を侵害した結果自白がなされたという意味での因果関係が必要であると解すべきである。⁵²

そうすると、自白に違法収集証拠排除法則を適用しても、違法な捜査手続と自白との間に因果関係を必要とする限り、結局、任意性に疑いがある場合にしか自白の証拠能力を否定することはできないのではないかと考えられる。逆に言えば、将来の違法な捜査を抑止するために自白の証拠能力を否定するのであれば、自白獲得を目的として違法、不当な捜査活動がなされ、それにより、供述者の意思決定を侵害したような場合にのみ、その自白の証拠能力を否定

すれば必要十分と言えるのではないか。それゆえ、そのような任意性に疑いがある場合を超えて、それ以上に、違法収集証拠排除法則を適用して証拠能力を否定する必要はないものと解される。

したがって、自白法則について虚偽排除及び人權擁護の両面から考察する併用説を相当とする私見からは、自白の証拠能力が否定されるのは、任意性に疑いがある場合に限られるべきであり、自白に違法収集証拠排除法則を適用する必要はなく、適用すべきではないと考える。⁵³

なお、判例は、証拠物に関し違法収集証拠排除法則を採用することを明らかにした（最判昭和五三年九月七日）が、それはあくまで証拠物に関してのことであり、同法則が自白にまで適用できることを認めたものではなく、また、証拠物に関し採用した証拠法則が自白にも適用できるとの論理的必然性もない。⁵⁴ 実際には、その後の最高裁判例を見ても、任意性に疑いがある自白であるとしてその証拠能力を否定した事例は存在しても、違法収集証拠排除法則を自白に適用してその証拠能力を否定した事例は現在までみられない。この点、最判昭和五八年七月一二日（神戸ホステス宅放火事件⁵⁵）における伊藤正己裁判官の補足意見（「それが単に違法に収集された第一次的証拠となんらかの関連をもつ証拠であるということのみをもって一律に排除すべきではなく、第一次的証拠の収集方法の違法の程度、収集された二次的証拠の重要さの程度、第一次的証拠と二次的証拠との関連性の程度等を考慮して総合的に判断すべきものである」）が違法収集証拠排除法則を自白にも適用するとの理解を示したものといえる。」と指摘する見解⁵⁶もあるが、「（最高裁は）未だ違法収集証拠排除法則の適用があることを正面からは認めていない」と批判されている。⁵⁷ また、下級審判例の中にも違法収集証拠排除法則を適用して自白の証拠能力を否定した事例はあるものの、未だ多くはみられない原因は、証拠排除が問題となるほどの重大な違法がある場合には、通常、任意性も否定できることが多く、その場合は、任意性に疑いがある

との理由で証拠能力が否定される例が多いことや、自白法則と違法収集証拠排除法則のどちらでも証拠能力が否定される場合には、実務家としては、明文の規定があり、憲法問題でもある自白法則で証拠能力を否定する方が妥当であるという感覚を抱きやすいからなどと説明されている。⁵⁸⁾

3 ロザール事件控訴審判決の検討

この点に関し、東京高判平成一四年九月四日（いわゆるロザール事件控訴審判決）は、殺人事件の被疑者が、当初は参考人として任意同行を受け、それ以降、九泊一〇日にわたる宿泊を余儀なくされ、その間、警察官から嚴重に監視された状態で、一日も休みもなく連日長時間の取調べを受けた結果得られた自白（被疑者の上申書、逮捕後に作成された検察官調書）の証拠能力の有無が問題となった事案で、当該取調べが実質的な身柄拘束に当たり、任意捜査として許容される限界を超えた違法なものであり、これにより得られた自白、及び自白を有力な疎明資料としてなされた逮捕・勾留中に得られた自白は違法収集証拠であるとして、その証拠能力を否定した。同判決は、「自白を内容とする供述証拠についても、証拠物の場合と同様、違法収集証拠排除法則を採用できない理由はないから、手続の違法が重大であり、これを証拠とすることが違法捜査抑止の見地から相当でない場合には、証拠能力を否定すべきであると考える。」と判示して、自白にも違法収集証拠排除法則が適用できると明示したが、同時に自白法則の適用（任意性判断）が問題となり得ることも示している点で、二元説にたつものと考えられる。

しかしながら、そもそも、「採用できない理由はない」というだけで、何ら具体的な根拠を示さずに、自白に違法収集証拠排除法則を適用できるとしていることに問題がある上、この事案では、一〇日間という連日の長時間にわたる取調べ自体を、典型的に任意性に疑いがある自白を誘発するおそれがある情況として、自白法則（任意性）の問題

と捉え、その任意性判断によって証拠能力の有無を決すべきであった事案と言える。⁵⁹⁾

寺崎嘉博教授は、ロザール事件の一審判決(千葉地判平成一二年九月八日)に対し、「『基本的人権』の保障という抽象的な概念に逃げ込み、根本的な考察を回避している」と評し、高裁判決が逮捕後の検察官調書の証拠能力を否定した論理(「検察官調書作成時は未だ被告人が違法な任意取調べの影響下にあったので、本件自白は、違法な捜査手続により獲得された証拠、あるいは、これに由来する証拠」だから「証拠能力を否定すべきである。」)に対し、「このような論理を採るくらいならば『違法な任意取調べの影響下にあった』自白には任意性が認められないと論理構成する方が素直であろう」と批判する(寺崎・後掲注(43)四二六頁)が、至極もつともである。

なお、同教授は、任意性の判断基準について、最高裁が、手錠を施したままで取調べを行った際の自白について不任意性を推認させるという判断枠組を提示したとして、⁶⁰⁾「自白獲得手続が違法であれば自白の不任意性が推定される」という判断枠組⁶¹⁾を用いるべきとされている。

そもそも、実務上、自白の任意性が争われた場合、被告人側から自白強要等の事情を主張させるほか、具体的な争点を明確にするための被告人質問を実施するなどして、任意性を争う根拠となる具体的な争点を明確にした上で、取調官(警察官、検察官等)の証人尋問等を実施するなどのほか、客観的な証拠として、被告人の捜査段階における全ての供述調書(供述経過を立証趣旨とする)や留置人出入簿、取調状況報告書、取調官作成のメモや備忘録(それらをもとに作成した取調経過一覧表)を請求するなどして立証することになるが、⁶²⁾自白の任意性について立証責任を負う検察官は、自白の任意性を争う根拠として捜査手続(自白獲得手続)の違法性を主張された場合、自白の任意性に関する事実のみならず、捜査手続の適法性等についても立証し、仮に捜査手続に違法があった場合でも、同捜査手続と自白と

の間に因果関係はないという立証をするのが通常であるから、検察官の立証の観点からみると、事実上、捜査手続（自白獲得手続）が違法であれば、自白の不任意性が推定されていると言ってもよく、その意味では、前記寺崎教授の判断枠組は非常に傾聴に値する。⁶³

第四 被疑者取調べの録音・録画の実情と録音・録画がもたらした影響

これまで見たきたとおり、自白法則の根拠としては、虚偽排除説及び人権擁護説の併用説が相当である上、自白には違法収集証拠排除法則を適用すべきではないと考える。

なお、前記したとおり、併用説（任意性説を含む）に対して、取り調べられる側（供述人）の心理・認識という主観面にいかなる影響を及ぼしたかを自白排除の基準とすることから、かかる供述人の心理（内心面）に関する事実認定の困難さのゆえに、現実には機能しえないのではないかとの批判があった。

確かに、人の心理への影響の有無は、客観的かつ明確に判断することは容易ではないだろう。長年刑事裁判に携わってきた裁判官からも、「取調べの可視化がなされていない現状では、『自白の任意性に関する判断』は刑事裁判におけるもつとも困難で重要な作業の一つである。」とも言われ、その最大の原因が、自白調書の作成状況、つまり取調べ状況（捜査官の発問や態度、それに対する被疑者の供述状況や態度、取調室の雰囲気等）を見たわけでもない裁判官が、取調官と被疑者（被告人）の相対立する供述の、いずれが信用できるかという困難な判断を迫られるからであると考えられる。⁶⁴

ところが、検察庁では、裁判員制度の施行（平成二十年五月）に備え、平成一八年八月から、裁判員裁判対象事件に

おける任意性の効果的・効率的な立証の必要から被疑者取調べの録音・録画の試行を始め、裁判員制度施行以降、その試行対象事件や対象範囲を漸次拡大し、現在では、裁判員裁判対象事件の大多数について、被疑者取調べの全過程の録音・録画を実施している。また、警察においても、平成二〇年九月から一部の都府県で、平成二二年四月からは全都道府県において、裁判員裁判対象事件の被疑者取調べについて録音・録画の試行が開始され、平成二八年一〇月一日からは、裁判員裁判対象事件については原則として被疑者取調べの録音・録画を実施することとしている。⁶⁷

検察庁において実施されている被疑者取調べの録音・録画は、試行の当初は、供述調書を作成（録取）した後、その読み聞かせ（閲読）場面や、その後簡単な取調べのレビューをした状況を録音・録画して任意性立証に使用しようとしていたが（いわゆる「読み聞けレビュー方式」などと呼ばれる方法）、試行の対象やその範囲を拡大した結果、現在では、その大多数において、被疑者が取調室に入室するところから退室するところまでの全過程を録音・録画する方法で（いわゆる「ライブ方式」と呼ばれるもの）、検察官の背後に設置されたカメラにより、被疑者を正面から撮影している、被疑者の表情のみならず、検察官の挙動までも（背面からではあるが）が記録される。

そのため、被疑者の取調べが、弁護人が立ち会わない密室で実施されるとはいえ、録音・録画が実施されれば、取調室での一部始終が映像及び音声により記録化されることになるため、後日、その記録媒体を視聴することにより、取調室での被疑者の様子、供述態度、取調官の発問やその言動等を確認することができる。したがって、録音・録画記録媒体を視聴すれば、当該取調べが、被疑者の心理に影響を与え、虚偽自白を誘発するおそれのある状況だったのか、被疑者の供述の自由を侵害しているのかを確認することは、それほど困難であるとは思われない。それゆえ、被疑者取調べが録音・録画されている限り、裁判官が、取調官と被疑者（被告人）の相対立する供述の、いずれが信用

できるかという困難な判断を迫られるという事態は想定できない。それは、被疑者の取調べが全過程において録音・録画されていればなおさらである。実際に、被疑者取調べの録音・録画が実施され、その記録媒体が弁護人に開示されるようになってからは、公判において、被告人の自白の任意性が争われる事件が激減した。

平成一七年一月から平成二〇年一二月までの四年間に、第一審で判決宣告された裁判員裁判対象事件は一万二二五件であり、その中で任意性が争われたものは三四五件(三・四%)、そのうち任意性に疑いありとして自白調書の証拠請求が却下された件数は二五件(七・二%)⁶⁸⁾であったところ、平成二一年中に第一審で判決宣告された裁判員裁判対象事件一六五三件のうち任意性が争われた事件が六一件(三・六九%)で、任意性が否定されて証拠請求を却下された事件は一件(〇・〇六%)と激減した⁶⁹⁾。さらに、平成二三年六月一日から平成二四年四月三〇日までの一か月間に、第一審で判決宣告された裁判員裁判対象事件は一四五七件、そのうち任意性が争われた事件は六六件(約四・五%)であったが、平成二三年九月以降に公判請求した裁判員裁判対象事件で平成二四年四月までに第一審判決を受けた一二三件に限ってみると、任意性が争われた事件はわずか一件のみであった⁷⁰⁾。

このような統計を見る限り、取調べの録音・録画が拡大するに連れ、被告人の自白の任意性が争われる事件が激減していることは明らかである。それは、弁護人が録音・録画記録媒体を視聴することによって、主張を予定していたと思われる任意性を疑わせる事由が存在しないことを確認できたため、その主張を撤回したからだろうと思われる。このように近時任意性の争点化が激減したことが、録音・録画記録媒体の視聴により任意性が判断できることの証左である⁷¹⁾。

それにもかかわらず、被疑者取調べの録音・録画が実施されていても、取調べの様子から被疑者の内心に及んでい

る影響を認定するのは極めて困難であるとの批判があるが、その難易度に差はあるとしても、前記の統計上の数字を見て明らかなのであるのに、なぜ、録音・録画記録媒体を視聴しても被疑者の内心に及んでいる影響を認定することが困難なのか十分な説明がなされているとはいえない。

このような被疑者取調べの全過程録音・録画が進んでいる実務の現状を前提にすると、事実認定の困難さゆえに現実には機能しないのではないかとの併用説（任意性説）に対する批判が失当であることは言うまでもない。

宇都宮地方裁判所は、いわゆる今市事件（栃木・茨城にまたがる女子児童殺人事件）公判において、法廷で約七時間超もの被疑者取調べの録音・録画記録媒体を取り調べることにより、自白調書の任意性、信用性を認め、被告人の犯人性を認定した（宇都宮地判平成二八年四月八日⁽⁷³⁾）。同裁判を担当した裁判員（補充裁判員を含む）は、判決後に応じた記者会見において、法廷で被疑者取調べの録音・録画記録媒体を取り調べたことについて、「映像には文面だけでは伝わらない情報がたくさんあった。」「表情やしぐさがよくわかり、判断材料の大きな部分を占めた。」「臨場感があり、自分の目で見ることに意味があった。」（平成二八年四月九日讀賣新聞）、「見て印象が固まった。非常に意味はあった。」「なかったら判断できなかった。」（同日下野新聞）などと述べ、被疑者取調べの録音・録画記録媒体の取調べが自白の任意性判断の決め手になった旨を明言している。

同判決に対しては、「一体どうしてDVDで任意性判断ができるというのか。」という否定的意見もあるが、前記のような裁判員の感想を前提とすると、なぜ録音・録画記録媒体を見ることによつて任意性判断ができないのかについて明確な根拠が示されているとはいえない。

なお、同事件の裁判員の記者会見では、「録音・録画されていない部分で何か問題があった」という議論になるので、

やるからには全部した方がいい。」(同日讀賣新聞) という全過程録音・録画や公判廷におけるその取調べの必要性を説く意見もあった。自白の任意性判断を確実にに行えるようにするため、今後、さらに、被疑者取調べの録音・録画の在り方や、公判廷における録音・録画記録媒体の取調べの在り方について検討の必要がある。

第五 まとめ

以上のとおり、自白法則の根拠について併用説の立場をとるが、自白に違法収集証拠排除法則を適用すべきではないと考える。

ただ、適正手続の保障及び基本的人権の擁護を指向する違法収集証拠排除法則の趣旨は、それ自体尊重すべきことは言うまでもないことから、違法ないし不適正な捜査手続の後に自白が得られた場合、当該自白の任意性については慎重に判断する必要があるのみならず、その信用性についてもより慎重な判断をするべきである。

自白の任意性及び信用性をどのようにして判断していくべきか、今後の検討課題としたい。

- (1) 稲川龍也「被疑者取調べ及び供述調書の在り方」法律のひろば二〇一三年六月号(ぎょうせい)五六頁。
- (2) 河上和雄『自白・証拠法ノート』(立花書房、一九八二年)五頁。
- (3) 平成二七年の通常第一審事件の終局人員六万八八七人のうち、五万四五二一人が自白事件である(司法統計年報二〇一五年第三九表通常第一審事件の終局総人員―公判前整理手続及び期日間整理手続の実施状況別合議・単独、自白の程度別―全地方・簡易裁判所)。
- (4) 関口和徳「自白排除法則の研究(一)」北大法学論集五九卷二号(二〇〇八年)六九六頁、渡邊一弘「自白の証拠能力―検察

の立場から」三井誠ら編『新刑事手続Ⅲ』（悠々社、二〇〇二年）二二三頁。

(5) 木谷明「自白の任意性判断などに関する提言―平成二二年の二つの裁判例を題材として」『鈴木茂嗣先生古稀祝賀論文集 下巻』（成文堂、二〇〇七年）四二〇頁。

(6) 最高検察庁のホームページ (<http://www.kensatsu.go.jp/content/001215542.pdf>) によると、平成二七年四月から翌二八年三月までの一年間において、裁判員裁判対象事件の九九・六％において取調べの録音・録画が実施され、その九二・二％において全過程の録音・録画が実施されている（なお、平成二八年四月から九月までの間では、九九・九％において取調べの録音・録画が実施されている。）。

(7) 東京高判平成二八年八月一〇日判例タイムズ一四二九号一三三頁。

(8) 東京高判昭和二六年七月二七日高刑集四卷一三三〇号一七一五頁。

(9) 清野憲一「『被告人質問先行』に関する一考察」判例時報二二五二号（二〇一五年）七頁以下。

(10) 「自白法則」と呼ぶか、「自白排除法則」と呼ぶかに実質的に意味はなく、別称として用いられることが多いが、自白排除法則を自白法則とパラレルに考えるのではなく、自白法則と違法収集証拠排除法則とともに包摂する概念とする考えもある（松田岳士「刑事訴訟法三一九条一項について（上）」阪大法学五六卷五号（二〇〇七年）一三三頁、関口・前掲注（4）七〇〇頁）。

(11) 最判昭和二四年一〇月一三日刑集三卷一〇号一六五〇頁。

(12) 最大判昭和四五年一月二五日刑集二四卷一二号一六七〇頁、大澤裕「自白の任意性とその立証」松尾浩也ら編『刑事訴訟法の争点（第三版）』（有斐閣、二〇〇二年）一七〇頁、三井誠「自白の証拠能力―判例(1)」法学教室二二九号一〇七頁、小林充「自白法則と証拠排除法則の将来」現代刑事法第四卷六号五八頁（二〇〇二年）。

(13) 山田道郎『証拠の森―刑事証拠法研究』（成文堂、二〇〇四年）一〇五頁は、「いまだ一致をみていない。判例も、ほぼ一致した立場に立っていると考えられてはいるものの、なお微妙な動きが認められる。」とする。長井秀典「自白の証拠能力について―実務家の立場から」刑法雑誌第五二卷一号（二〇一三年）一一七頁、大澤裕「自白の証拠能力といわゆる違法排除

説」研修二〇〇六年四月号(六九四号)四頁は、「虚偽排除説、人権擁護説と対置されてきた違法排除説が、そのままのものとして、今日、通説あるいは多数説の地位にあるといえるかには、疑問がある。」としている。

(14) 洲見光男「自白の証拠能力に関する研究の意義」刑法雑誌第五二巻一号六八頁、大澤・前掲注(13)一三頁、同・前掲注(12)一七二頁。

(15) 判例時報一八〇八号一四四頁、第一審は千葉地判平成十一年九月八日(判例時報一七二三号一四三頁)。

(16) 大澤・前掲注(13)七頁、小林・前掲注(12)五八頁。

(17) 田宮裕「取調と自白法則」『捜査の構造』(有斐閣、一九七一年)二九三頁、鈴木茂嗣「自白排除法則序説」『続・刑事訴訟の基本構造下巻』(成文堂、一九九七年)五二五頁、同「自白排除法則序説」佐伯千仞博士還暦祝賀『犯罪と刑罰(下)』(有斐閣、一九六八年)三〇四頁以下。

(18) 栗本一夫『新刑事訴訟法上の諸問題』(立花書房、一九五二年)八六頁、藤岩睦郎「自白」団藤重光編『法律実務講座刑事編第八巻』(有斐閣、一九五六年)一七九二頁、一八一三頁。

(19) 田宮・前掲注(17)二八五頁。

(20) 最判昭和四一年七月一日刑集二〇巻六号五三七頁は、自白の真実性は他の証拠により裏付けられているのに、任意性に疑いがあるとして証拠能力を否定している。

(21) 古江頼隆『事例演習刑事訴訟法(第二版)』(有斐閣、二〇一五年)二七四頁以下。

(22) 川出敏裕「自白の証拠能力(1)」警察学論集第六八巻第四号一六四頁。

(23) 池田修・前田雅英『刑事訴訟法講義(第五版)』(東京大学出版会、二〇一四年)四〇八頁。

(24) 平場安治「自白の任意性」佐伯千仞Ⅱ団藤重光編集『総合判例研究叢書 刑事訴訟法(一)』(有斐閣、一九五七年)一〇頁以下、平場『改訂刑事訴訟法講義(改訂三版)』(有斐閣、一九五八年)一八〇頁、鴨良弼『刑事証拠法』(日本評論社、一九六二年)二〇六頁、藤岩・前掲注(18)一七九二頁、栗本一夫『実務刑事証拠法』(立花書房、一九六〇年)八〇頁など。

(25) 江家義男『刑事証拠法の基礎理論(三版)』(有斐閣、一九五二年)三三三頁。

- (26) 田宮裕『刑事訴訟法【新版】』三四八頁（有斐閣、一九九六年）、石川才顕『刑事手続と人権』（日本評論社、一九八六年）二二九頁。
- (27) 渡辺修『被疑者取調べの法的規制』（三省堂、一九九二年）三二〇頁、多田辰也「自白の任意性とその立証」松尾浩也ら編『刑事訴訟法の争点（新版）』（有斐閣、一九九一年）一九八頁。
- (28) 田宮・前掲注(26)三四八頁以下。
- (29) 平場・前掲注(24)『総合判例研究叢書 刑事訴訟法(一)』一一頁、江家・前掲注(25)三三三頁、小林・前掲注(12)五八頁以下、大澤・前掲注(12)一七〇頁。
- (30) 川上拓一「自白の証拠能力―裁判の立場から」三井誠ら編『新刑事手続Ⅲ』一九〇頁、野間禮二「特集／違法収集自白の証拠能力(一)序説」判例タイムズ三九七号（一九七九年）七頁以下、石井一正「自白の証拠能力」大阪刑事実務研究会編『刑事公判の諸問題』（判例タイムズ社、一九八九年）四〇六頁、加藤克佳「自白法則について―現状と課題―」刑法雑誌第五二巻一号七四頁、江家・前掲注(25)三三三頁、東京高判昭和六〇年一月二三日（判例時報一一八三号三頁）。
- (31) 田宮・前掲注(17)二八一頁以下、同「自白の証拠法上の地位(2)」警察研究三四卷三号（良書普及会、一九六三年）三頁以下、同「生きかえった自白法則―違法排除への黎明―」ジュリスト四七〇号（一九七一年）一〇四頁、同・前掲注(26)三四九頁以下、なお違法排除説の根拠規定をすべて憲法三八条二項、刑法法三一九条一項に求める見解もある（鈴木茂嗣『刑事訴訟法（改訂版）』（青林書林、一九九〇年）二二二頁、田口守一『刑事訴訟法（第六版）』（弘文堂、二〇一二年）三八二頁）。
- (32) 川出・前掲注(22)一六五頁、田宮・前掲注(26)三四九頁、上口裕『刑事訴訟法（第四版）』（成文堂、二〇一五年）四九六頁。
- (33) 井上正仁『刑事訴訟における証拠排除』（弘文堂、一九八五年）五四四頁以下、石井一正『刑事実務証拠法（第五版）』（判例タイムズ社、二〇一二年）一二二頁以下、注釈刑事訴訟法（新版）第五卷（植村立郎）七七頁以下、大コンメンタール刑事訴訟法（第二版）第七卷（安廣文夫）四九〇頁以下等。
- (34) 田宮・前掲注(17)二九六頁。

(35) 田宮・前掲注(26)三四九頁。

(36) 最決昭和五〇年六月一二日(判例時報七七九号二二四頁)における団藤重光裁判官の補足意見「緊急逮捕の適法性を認めることはできない。…この違法は勾留をも違法ならしめる。…この勾留中に作成された被告人の供述調書は証拠能力を欠き」としてゐる。

(37) 最判昭和五八年七月一二日刑集三七卷六号七九一頁の伊藤正己裁判官の補足意見(いわゆる別件逮捕の事案)、最決昭和五九年二月二九日刑集三八卷二号四七九頁の木下忠良・大橋進両裁判官の補足意見(違法な取調べが当然に任意性に影響するとしてゐる点において、実質的に違法排除説をとつたものと解する余地がある。)

(38) 仙台高秋田支部判昭和五五年一月一六日高刑集三三卷四号三五一頁「自白を得る目的で違法な任意同行を行い、これを利用して取調べを行った結果、被告人の自白を得たもの…、このような場合には、違法な任意同行に引き続き取調べにより得た被告人の自白の証拠能力はもとより、その後の緊急逮捕及び勾留中になされた被告人の一切の自白の証拠能力を否定すべきもの」。

(39) 小林・前掲注(12)六〇頁、古江・前掲注(21)二七六頁。

(40) 田宮・前掲注(17)二九四頁。

(41) 山田・前掲注(13)一〇八頁。

(42) 小林・前掲注(12)六一頁、渡辺・前掲注(27)三三二頁以下。

(43) 松尾浩也『刑事訴訟法下(新版補正第二版)』(弘文堂、一九九九年)四二頁、佐藤文哉「コメント」三井誠ほか編『刑事手続下』(筑摩書房、一九八八年)八三三頁、渡辺・前掲注(27)三三二頁、寺崎嘉博「自白法則について」『鈴木茂嗣先生古稀祝賀論文集下巻』四一二頁。寺崎教授は「三趣競合説」と呼ぶ。

(44) 寺崎・前掲注(43)四一四頁以下。

(45) 大野恒太郎「自白―検察の立場から」三井誠ほか編『刑事手続下』八〇八頁以下、小林・前掲注(12)五九頁。

(46) 長井・前掲注(13)一一八頁、小林・前掲注(12)六一頁、島田仁郎「任意にされたものでない疑いのある自白とは―自白法

- 則」松尾浩也編『刑事訴訟法Ⅱ』（有斐閣大学双書、一九九二年）二九八頁、石井・前掲注(30)四〇六頁、同・前掲注(33)二六三頁、大谷剛彦「自白の任意性」平野龍一・松尾浩也編『新実例刑事訴訟法Ⅲ』（青林書院、一九九八年）一三七頁など。
- (47) 野間・前掲注(30)八頁、石井・前掲注(30)四〇六頁、大澤・前掲注(13)一〇頁。
- (48) 石井・前掲注(30)四〇六頁。なお、自白法則の適用はないが、自白の証拠能力が問題となる場合の例として、法定の期間を超えた身柄拘束中の自白、違法な別件逮捕・勾留中の本件の自白があげられている（小林・前掲注(12)六〇頁）。
- (49) 寺崎・前掲注(43)四一六頁、四一九頁。
- (50) 東京高判昭和三二年二月二六日高刑集一〇卷一二号八二六頁。
- (51) 最大判昭和三三年六月二三日刑集二卷七号七一五頁、河村澄夫「長期拘禁と自白の因果関係」『証拠法体系Ⅱ』（日本評論社、一九七〇年）一四六頁、最大判昭和三三年一月一七日刑集二卷一二号一五五八頁、最判昭和三三年九月一八日刑集二卷一〇号一二〇九頁。
- (52) 大野・前掲注(45)八〇九頁。
- (53) 鈴木義男「四夜にわたり被疑者を警察署近辺のホテル等に宿泊させて取調べを続行したことの適否」(判例評論三一〇号) 六四頁・判例時報一一二九号。
- (54) 寺崎・前掲注(43)四二〇頁。
- (55) 刑集三七卷六号七九一頁。
- (56) 池田公博「自白の証拠能力―違法排除のあり方・派生証拠の取扱い―」(刑法雑誌五二卷第一号一一五頁)。
- (57) 角田正紀「違法な身柄拘束中の自白」刑事訴訟法判例百選第七版（一九九八年）一六九頁。
- (58) 長井・前掲注(13)一一九頁。
- (59) 平田元「取調べ手続の違法と自白」(刑事訴訟法判例百選第九版（二〇一一年）一六三頁、田口守一「演習刑事訴訟法」法学教室三五一号（二〇〇九年）一三七頁)。
- (60) 最判昭和三八年九月一三日刑集一七卷八号一七〇三頁、最大判昭和二六年八月一日刑集五卷九号一六八四頁。

- (61) 寺崎・前掲注(43)四二三頁。
- (62) 岩倉広修・三輪篤志「自白の任意性が問題となる事案の審理計画・審理の在り方」判例タイムズ一四二一号(二〇一五年)二六頁以下。
- (63) いわゆる別件逮捕勾留中になされた自白の証拠能力について、「他に特に任意性を認めるに足りる特別な事情のない限り、任意性に疑いのある自白と評価されるとする考え」は(大野・前掲注(45)八二二頁以下、鈴木・前掲注(53)六八頁、河上・前掲注(2)一八八頁)、かかる違法な身柄拘束中の自白の場合には、自白の不任意性が推定されると同様の結論をとるものと思われる。
- (64) 木谷・前掲注(5)四三〇頁。
- (65) 最高検察庁「取調べの録音・録画の試行についての検証結果」(二〇〇九年二月)一頁。
- (66) 平成二二年警察白書八一頁。
- (67) 平成二八年九月一五日付け警察庁刑事局長通達第六三号「取調べの録音・録画の試行指針」。
- (68) 前掲注(65)四頁。
- (69) 法務省「取調べに関する国内調査結果報告書」(平成二三年八月)。
- (70) 最高検察庁「裁判員裁判対象事件における被疑者取調べの録音・録画の試行的拡大について」(二〇一二年七月)。
- (71) 清野憲一「捜査段階の供述立証に関する問題解決に向けた一考察」判例時報二二二二号一八頁。
- (72) 中島宏「自白法則における違法排除説再論」法律時報八三卷二号二九頁。
- (73) 判例時報二二二二号二二六頁。
- (74) 五十嵐二葉『『可視化』の夜と霧』内田博文先生古稀祝賀論文集『刑事法と歴史的価値とその交錯』(法律文化社、二〇一六年)二七〇頁。